

令和4年度専門人材確保推進事業費補助金 申請の手引き

※（副業・兼業）も含む

補助金交付までのスケジュール

手続き	時期
【事業者】 島根県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談 ↓ 専門人材の採用・活用決定 （雇用契約・委任契約・業務委託契約）※内定段階でも可 ↓ 【事業者】 補助金交付申請（様式第1号）	申請は期間内で随時受付 （令和4年4月1日～令和5年2月15日）
↓ 【財団】 審査・交付決定（様式第2号） ↓ 専門人材の就業開始 ↓ 【事業者】 人材紹介手数料又は移動に係る経費の支払い ↓ 【事業者】 補助金実績報告（様式第5号）	
↓ 【財団】 額の確定通知（様式第6号） ↓ 【事業者】 補助金精算払請求（様式第7号） ↓ 【財団】 補助金支払い	事業対象期間 （交付決定日～令和5年2月28日） ※交付決定後に事業内容の変更、事業の廃止をする場合は別途申請書の提出が必要なので補助金支給要領を確認してください。

申請書提出

- 補助金の交付申請は、支給要領に定める必要書類をメール送付、郵送又は持参してください。
- 提出に際しては、補助金支給要領で定める様式を使用し、提出書類の用紙の大きさは原則A4縦、文字色は黒、印刷は片面印刷とし、左上1箇所をクリップ留めしてください。
- 提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。
- 交付申請期間：令和4年4月1日（金）～令和5年2月15日（水）※当日必着**
※申請受付期間中に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

審査について

提出された補助金交付申請は、審査を経て採否が決定（交付決定）します。

【主な審査基準】

- ① 経営課題を解決するために専門人材を必要とする事業を計画しているか
- ② 事業計画に適した専門人材を選定しているか など

交付決定について

交付決定となった申請者へ交付決定通知を行い、「様式第2号補助金交付決定通知書」右上に記載された交付決定日をもって補助事業を始めることができます。

注意事項：

- 採用が決まった後、着任までに補助金交付申請書を提出してください。
- 「交付決定」を受ける前に支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。

事業内容の変更・廃止（中止）をする場合

交付決定後に事業内容の変更、廃止（中止）をする場合は別途申請書の提出が必要です。専門人材確保推進事業費補助金給付要領を確認してください。

その他注意事項

当事業は、国及び県の監査対象です。補助金に関連する書類は、最低5年間大切に保管をしてください。

よくあるお問合せ

Q 「専門人材」の要件はありますか。

- A 県内中小企業等の事業創出力強化等に寄与すると認められる、以下表の分類のいずれかに該当する者で、当該業務に就いて概ね3年以上の実務経験を有し、事業創出力強化等に寄与すると認められる者のことをいいます。
- ・補助対象事業者の役員の3親等以内の親族を除きます。
 - ・専門人材を雇用する場合は、年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金部分）又は役員報酬が原則300万円以上であること。

分類	内容	具体例
ア 経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業等のマネジメントに携わる人材	企業経営や企業等での事業管理等のマネジメント経験者など
イ 販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業等にとって新たな販路を開拓し、売り上げ増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者など
ウ 事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業等が抱える課題を解決（財務再構築・事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関等のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントして手がけた経験を有する者など
エ 生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出す人材	企業等の工場長の経験者、技術者として開発リーダー等を経験した者 など
オ その他	受け入れ先で求められる分野などで、セクションやプロジェクトのリーダー等を務めるなど、県内企業等において事業を支え、牽引することができる人材	—

Q 専門人材を雇用する際、県内に事業所を有する個人事業者又は法人において雇用するが、雇用契約における就業場所が県外の事業所とする場合、補助事業の要件を満たしますか？

- A 補助要件を満たすためには、専門人材を、県内に事業所を有する個人事業者又は法人が、県内の事業所において雇用することが必要であり、雇用契約における就業場所が「県内の事業所」であることを要します。

Q 外国人材は対象となりますか。

- A 専門人材の要件を満たす場合は対象となります。但し、副業・兼業人材の移動に係る経費は日本国内の移動に限ります。

Q 年度内に、専門人材を雇用した際の人材紹介手数料の補助金と、副業・兼業の専門人材を活用した際の移動に係る経費の補助金を両方申請することは可能ですか？

- A 申請の要件を満たす場合は可能です。

Q 交付決定額を超える経費を要する見込みが生じたが、補助金額は増額されますか？

- A 補助金額は交付決定額が上限です。

Q 副業・兼業の専門人材の採用面接等のために負担した移動に係る経費は対象になりますか？

- A 対象外です。

Q プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受けずにマッチングした専門人材については対象経費となりますか？

- A 対象外です。

Q 補助金申請の流れについて気を付けるべき点を教えてください。

- A 申請の流れで特に注意していただく点は、採用内定後に申請書を提出いただくことと、補助金の交付決定日以降、対象事業期間内（令和5年2月28日まで）に支出した経費が当補助金の対象経費となることです。つきましては、年度末の時期の申請は、特にこの点をご留意ください。

詳しくは島根県プロフェッショナル人材戦略拠点にお問合せください

公益財団法人しまね産業振興財団内
島根県松江市北陵町1番地テクノアークしまね
TEL 0852-60-5104
MAIL pf@joho-shimane.or.jp